

Vuforia Engine 及び Cloud Recognition Service のための PTC のお客様との契約

この PTC のお客様との契約(以下「本契約」といいます)は、(A)以下の「同意する」ボタンをクリックし、又は(B)PTC から提供されるソフトウェア若しくはドキュメンテーションをインストールし、それらにアクセスし、若しくはそれらを使用する、個人又はその個人を代表者として本契約を承諾する会社その他の組織(以下「お客様」と言います)と、PTC INC. 又は <https://www.ptc.com/en/documents/legal-agreements/ptc-affiliates> に掲載されている PTC 関連会社リストに記載の国で購入がなされた場合はそのリストに記載の PTC 関連会社(以下「PTC」と言います)との間の法的契約書です。

本契約を承諾する前に、本契約の諸条件を注意深くお読み下さい。以下の「同意する」ボタンをクリックし、又は PTC から提供されるソフトウェア若しくはドキュメンテーションをインストールし、それらにアクセスし、若しくはそれらを使用された時点で、お客様はここに、本契約により拘束されることに同意し、かつ、その拘束を負う権限を有している旨表明されたものとします。

貴方が本契約のすべての条件に同意しない場合、又は貴方が代表者となって本契約を承諾しようとしている会社その他の組織に対し拘束を負わせる権限を貴方が有していない場合には、「同意しない」ボタンを押した時に表示される説明に従い、本契約とともに提供されたソフトウェア及びドキュメンテーションの各製品を PTC に返却してください。指定された期間内に当該説明に従っていただけない場合、本来、受けられる返金や費用の請求に対する権利は無効になります。

許諾製品には、ライセンス管理のための技術及び無許諾での使用を防ぐための技術が含まれることがあります。ライセンスを保持するユーザーが許諾製品をアクティベートし、インストールし、若しくは、初めて使用する際、あるいはライセンス管理を行い、許諾製品の改善を図るために定期的に、プログラムの使用状況及びコンピューターに関する情報が PTC に送信される場合もあります。許諾製品を通じて PTC に送信される情報の詳細については、<https://www.ptc.com/en/documents/policies> を参照してください。お客様は、許諾製品を直接 PTC から若しくは PTC が認定した販売店若しくは再販業者から、又は PTC のオンラインストア(WWW.PTC.COM)から取得された場合を除き、違法取得された無許諾版の当該許諾製品を使用することになります。PTC は、ソフトウェアの著作権侵害を法律に違反する犯罪とみなし、これらの活動に関与した者に対し、法的手段(民事及び刑事両方)を以って追求します。当該目的を達成するための手段の一つとして PTC は、許諾製品の違法コピーを使用しているユーザーのデータを取得及び PTC に転送するための、データ監視及びスカウリング技術を使用します。お客様が違法コピーのソフトウェアを使用している場合は、当該違法版の使用を止め、正に使用許諾されたソフトウェアを PTC から取得しなければなりません。お客様は、本ソフトウェアを使用することによって、PTC ソフトウェアの違法コピーを使用している者の身元情報を識別するために、PTC がお客様の個人情報を該当する可能性のある情報を含む、許諾製品の使用に関するデータを収集、使用及び転送することに同意するものとします。

PTC は、PTC ソフトウェアのユーザーの選好を理解するため、データモニタリング技術を利用し、システム上の使用及び動作についてのデータの収集及び転送、及び PTC ソフトウェアのユーザーのデータ収集及び測定をします。PTC は、技術及びマーケティングを目的として、アメリカ合衆国及びその他の地域を含めた、PTC 内及びその関係会社、並びにビジネスパートナーにおいて当該データを共有し、また、転送された当該データが適切に保護されるよう努めます。

PTC はグローバル企業であるため、お客様が PTC ソフトウェアを使用又は PTC のウェブサイトにアクセス又は通信をしている場合、これらの情報はお客様が居住する国外で処理される可能性があり、また、様々な通信内容は必然的に国境を超えることになります。更なる詳細については本契約 11.8 条をご覧下さい。

お客様は、本契約に同意し、及び／又はソフトウェアを使用することにより、PTC のプライバシーポリシーに従って、PTC によるお客様の個人データの収集、使用、転送に同意することになります。

以下の本文中に定義されていない用語は、本契約の末尾にあるスケジュール B に定義されています。

PTC は本書を随時更新する場合がありますが、お客様が行った各購入は、購入時点での有効な本書の最新バージョンに準拠します。

本契約の末尾にあるスケジュール A には、特定の国や地域に適用される追加(又は別の)条件が規定されています。

2. 注文と支払い

1.1 お客様は、必要項目が全て記入された見積書／製品スケジュールを PTC に(直接又は再販業者を通じて)提出することにより許諾製品及び／又は Cloud Recognition Service を注文できます。PTC から別の注文書類を必要とされた場合にはその書類を提出する必要があります。**お客様は、PTC により一度承諾した注文を取り消すことはできないものとします。**お客様の購入注文書における許諾製品及び／又は Cloud Recognition Service を注文するための一部条項を除き、如何なる場合においても、当該購入注文書の他の条件は、本契約の条件の変更とはならず、PTC は法的に拘束されないものとします。

1.2 お客様は、注文した許諾製品及び／又は Cloud Recognition Service の該当費用を支払う義務を負います。本契約に従い支払うべき全ての料金及びその他の請求は、見積書／製品スケジュール及び／又は請求書の日付から 30 日以内に、又はその請求書に別途記載のある場合はその記載日に支払期日が到来し、全額支払われるものとします。更新の場合、PTC は通常、開始日より前にお客様に請求書を送付しますが、当該料金は開始日までに支払義務が生じることはありません。お客様は、本契約に従い付与された本ライセンス又は提供された Cloud Recognition Service に関する全ての県、地方自治体又はその他の政府機関が課す販売税、使用税、付加価値税、譲渡税その他の税金を負担します。但し、PTC の純所得に課される税金を除くものとします。お客様は、本契約に基づき支払日が到来し、支払期日後 30 日間未払いにある金額全額について、月当たり 1.5% の利率(又は法律で認められる最高利率がそれより低い場合は、その最高利率)の利息を支払うものとします。この利息は、支払期日を開始日として計算されます。お客様は、支払期限を過ぎた金銭回収もしくは許諾製品及び／又は本契約に基づいて生じた紛争、訴訟により、PTC に生じた合理的な弁護士報酬及び費用を負担しなければならないものとします。但し、当該訴訟における全請求項で、お客様が全面勝訴した場合はこの限りではありません。

2. ライセンス

2.1 許諾製品、本サービス及びツールへのライセンス付与 許諾製品に関する注文が PTC により承諾された時点で、PTC は、該当する許諾期間中において、次のライセンスをお客様に付与します。(1) 見積書／製品スケジュールに示されている許諾製品を、オブジェクトコード形式で、(a) Customer Application をテスト及び開発するため、及び (b) 当該 Customer Application に統合されたオブジェクトコードのみによる許諾製品の配布を唯一の目的として、インストール及び使用すること、並びに、(2) 本契約並びに見積書／製品スケジュール及びライセンス基盤ドキュメントに示されている使用方法及び使用許諾基準の該当する制限事項のみに従い、本サービス及び Customer Application を開発及び展開するために PTC が開発者ポータルで提供するツールを使用及びそれらにアクセスすること。前記に問わらず、許諾製品が「評価」若しくは「トライアル」用に PTC により提供される場合、又は「商用化前 (“pre-commercial”)」版若しくは「プレリリース (“pre-release”)」版ソフトウェアである場合、当該本ライセンスは、当該許諾製品を評価する為にインストールし、使用するだけのものとなり、お客様は、いかなる商業目的や生産目的において許諾製品を使用しないことに同意します。また、許諾製品が「デモ及びテスト」又は「非生産」を原則として(又は同様の指定に基づき)販売されている場合、当該許諾製品を生産環境において使用することはできません。

2.2 Services(本サービス) 該当する見積書／製品スケジュールに基づき Cloud Recognition Service を購入した場合、お客様は、(a) 各 Cloud Database に関して該当する見積書／製品スケジュールに示された最大数のクラウドターゲットを保存し、また、(b) 該当する見積書／製品スケジュールに示された件数の Cloud-Based Reco を使用することができます。

2.3 Target(ターゲット) お客様は、本契約に基づいてツール、本サービス、及び許諾製品の提供にのみ関連して、ターゲットを使用、複製、配布、表示、及び実行するための全世界共通、非独占的、ロイヤリティフリーのライセンスを PTC、その関連会社、及びサービスプロバイダーに付与します。PTC ではなく、お客様が、すべてのターゲットの正確性、品質、完全性、合法性、信頼性及び妥当性、並びに知的財産権、所有権及び使用権について単独で責任を負うものとします。PTC による過失が生じた場合を除き、PTC は、ターゲットの可用性、有用性、削除、訂正、破損、損害、紛失又は保存の不履行について一切の責任を負わないものとします。

2.4 使用上の追加制限 お客様は、許可ユーザーではないいかなる者に対しても、PTC 製品及び本サービス又は開発者アカウントへのアクセス又は使用を許可してはなりません。本条に規定する使用許諾の条件として、お客様は、以下を行ってはならず、また第三者が以下を行なうのを許可してはなりません。

- (i) 許諾製品及び／又は本サービスの何らかの部分を修正し、又はその二次的著作物を創作すること、
- (ii) 許諾製品及び本サービス又は開発者アカウントを賃貸し、リースし又は貸与すること、
- (iii) 第三者の訓練のため、いずれかの第三者にソフトウェア実装若しくはコンサルティングサービスを引渡すため、又は業務用タイムシェアリング若しくはサービスビューロでの使用のために、許諾製品及び／又は本サービスを使用し、又はその使用を許可すること、
- (iv) 許諾製品、本サービス又は許諾製品のファイル形式を逆アッセンブル、逆コンパイル若しくはリバースエンジニアし、又はその他許諾製品又は本サービスのソースコード又はファイル形式へのアクセスを試みること、
- (v) PTC の事前の書面による同意を取得することなく、全体又は一部を問わず、許諾製品及び本サービス又は開発者アカウント、そのコピー、又は本ライセンス若しくはそれについての他の権利を、いずれかの第三者に売却、許諾、再許諾、貸与、譲渡又はその他移転すること(売却、交換、贈与、法の適用その他によるか否かを問いません)につき見積書／製品スケジュール及び／又はライセンス基盤ドキュメントで明示的に権限を与えられている場合を除き、前記いずれかの行為を行うこと、
- (vi) 訸諾製品及び／又は本サービス上又はそのいずれかのコピー内にある著作権、営業秘密、特許、商標、ロゴ、財産権及び／又はその他の法的な表示を変更、削除又は不明瞭にすること、並びに
- (vii) 全体又は一部を問わず、許諾製品及び／又は本サービスをコピー又はその他複製すること。但し、(a) この第 2 条に従って許諾製品を実行する目的でコンピューターメモリへのインストレーションに必要な場合、及び／又は(b) バックアップのみの目的のために合理的な数のコピーを作成する場合を除きます。但し、当該許可されたコピーは、PTC の財産であるものとし、お客様は、それ

らの財産上に、PTCから取得した許諾製品のオリジナルコピーに含まれるすべてのPTCの著作権、営業秘密、特許、商標、ロゴ、財産及び／又はその他の法的な表示を再現するものとします。

2.5 Customer Application の導入に関する制限

- (i) Customer Application 及び当該製品の一部として出荷されるすべてのソフトウェアのコンポーネント(クライアントコードなど)は、該当する本ライセンスに含まれる地域数に加え、追加購入された地域数に限ってのみ配布することができます。
- (ii) Customer Application は、他のアプリケーションを作成するための開発ツールとして使用してはなりません。
- (iii) Customer Application は、お客様が配布又は販売する別のソフトウェア製品に組み込んだり、統合したりすることはできません。
- (iv) 超過。ピーク時の使用数量が購入数量(Cloud-Based Reco 件数、Device Initialization 件数、又はお客様が購入した本ライセンスに適用されるその他の料金基準など)を超過した場合、お客様は、その超過分について請求を受け、該当する月額料金を支払うものとします。

2.6 オープンソースに関する制限

- (i) お客様は、(a) 許諾製品、(b) 許諾製品を使用して開発されたあらゆるソフトウェア、製品、ドキュメンテーション、コンテンツその他の資料、又は、(c) お客様が許諾製品のソースコード部分(存在する場合)を使用して作成した二次著作物のいずれかと組み合わせて、以下のような方法で、第三者ソフトウェア又は第三者コードを、組み込み、リンク、配布又は使用してはなりません。(1) ソースコードの配布又は開示などを含む、許諾製品その他のPTCソフトウェアに関する義務を生じさせ、生じさせることを意図し、又は生じさせる可能性がある方法、(2) 本ソフトウェアにおいて存在する権利又は本ソフトウェアに関連する権利などを含む、PTC又はその関連会社の知的財産権又は所有権に対する権利、又はこれらに基づく免責を第三者に対して付与し、付与することを意図し、又は付与する可能性がある方法。前述の一般性を制限することなく、お客様は、(3) 許諾製品又はPTCが提供するその他のソフトウェア製品、(4) 許諾製品を使用して開発されたソフトウェア、製品、ドキュメンテーション、コンテンツ又はその他の資料、(5) 許諾製品のソースコード部分(存在する場合)を使用してお客様が作成した二次著作物のいずれについても、ソフトウェア又はその他のPTCソフトウェア(若しくはその変更)がGNU General Public License ("GPL")、Afferro General Public License ("AGPL")、Lesser General Public License ("LGPL")、European Union Public License ("EUPL")、Apple Public Source License ("APSL")、Common Development and Distribution License ("CDDL")、IBM Public License ("IPL")、Eclipse Public License ("EPL")、Mozilla Public License ("MPL") その他のオープンソースライセンスの条件となる、又はそのように解釈若しくは主張される可能性がある方法で、GPL、AGPL、LGPL、EUPL、APSL、CDDL、IPL、EPL、MPL その他のオープンソースライセンスのいずれかのバージョンに基づくコード若しくはソフトウェアと共に、組み込み、リンク、配布、及び使用してはなりません。
- (ii) お客様は、以下のような方法で、(i) 本ソフトウェア、(ii) 本ソフトウェアを使用して開発されたソフトウェア、製品、ドキュメンテーション、コンテンツその他の資料と組み合わせて、第三者ソフトウェア又は第三者コードを組み込み、リンク、配布、又は使用してはならず、また、第三者に承認及びその他許可してはなりません。
 - (a) ソースコードの配布又は開示を含む、許諾製品又はその他のPTCソフトウェアに関する義務を生じさせ、生じさせることを意図し、又は生じせる可能性がある方法、(b) 本ソフトウェアにおいて存在する権利又は本ソフトウェアに関連する権利などを含む、PTCの知的財産権又は所有権に対する権利、又はこれらに基づく免責を第三者に対して付与し、付与することを意図し、又は付与する可能性がある方法。
 - (iii) お客様は、PTC又はその関連会社によって所有又は管理されている特許、著作権又はその他の知的財産権を、負担の対象となりオープンソースライセンスの利用規約に適用させたりするような方法で、許諾製品又は第三者のソフトウェアを使用又は配布させ、又はこれを可能にする若しくは促す行為又は不作為に携わってはなりません。

2.7 ツール及び本サービスに関する制限

- (i) お客様は、ツール又は本サービスを使用して、以下の情報を収集、使用、又は保存してはなりません。(a) 機密扱いであり、ITAR規制の対象である、あるいは国家安全保障上の理由により米国政府によって不正な開示に対する保護を必要としていると指定された、若しくは外国政府が指定した、情報、ドキュメント、又は技術データ(ただし、別途見積書／製品スケジュールに定められている場合、ITAR規制の対象データに関しては、この制限は適用されないものとします)、及び／又は(b)「特定の患者／個人を識別するために使用することができる医療情報、人口統計情報、視覚的情報又は説明的情報を含む保護された健康情報」、又は米国の「1996年医療保険の携行性と責任に関する法律」及び同法に基づき公布された規制(以下、総称して「HIPAA」という)に該当するデータ。
- (ii) Customer Applicationでは、冒瀧、ヌード、ポルノ画像若しくは露骨な性的テーマ、又は名誉を棄損する若しくは中傷的な発言、個人又は団体の知的財産権を侵害する題材、個人のプライバシー若しくはデータ保護に関する権利を侵害する題材、違法若しくは好ましくない題材が含まれる、又はこれらに該当する、若しくはこれらを表現するような方法で、許諾製品又は本サービスを使用することは禁止されています。さらに、お客様は、法的拘束力を有する対象者の同意を事前に取得している場合を除き、顔画像を提供及び送信することは禁止されています。ただし、かかる同意がCustomer Applicationによって文書化されており、PTC及びその関連会社並びにサービスプロバイダーが本契約の定めるところにより、かかる画像を収集、保存、使用及び転送することを許可するに十分なものであることを条件とします。

2.8 第三者構成品及びバンドル第三者製品

一定の許諾製品には、埋め込み第三者ソフトウェア構成品が含まれますが、これについては追加の条件が適用されます。現行の追加条件は、第三者条件のスケジュールに記載されており、ライセンス基盤ドキュメントで入手できます。

2.9 追加制限 本契約で言及され、ライセンス基盤ドキュメントで指定されているとおり、製品別の追加の規定及び許諾製品に含まれている/許諾製品に付属の第三者構成品に適用される条件が、特定の許諾製品に適用される可能性があります。

3. サポート

3.1 サポートサービスプラン、サポートサービスのレベル サブスクリプションライセンスについてのお客様の注文が PTC により承諾された時点で、PTC 及び／又はその授権された下請人は、12ヶ月の期間中又は PTC が承諾したお客様の注文に記載のその他の期間中、これらの条件に従ってサポートサービスを提供するものとします(以下「サポートサービスプラン」という)。申し込まれたサポートサービスの最新のレベル及びサポート契約条件については <https://www.ptc.com/en/documents/legal-agreements/support-documents> に記載されています。

4. 監査

4.1 ライセンス使用状況の監査 お客様による本契約の諸条件の遵守を確認するため、お客様は、PTC 及び PTC が権限を与えた代理人がお客様による本契約の遵守状況の評価を実施できることに同意します。お客様は、PTC による合理的な事前通知後、すべての通常の営業時間において、当該評価を実施するための PTC の合理的な要求に従い、お客様の施設及びコンピューターシステムに PTC がアクセスすることを認め、お客様の従業員及びコンサルタントに協力されることに同意します。

4.2 報告 お客様は、PTC からの書面要求を受けた際、PTC に対し、許諾製品(登録ユーザー製品の場合、ライセンス基盤ドキュメントで指定されているとおり、当該報告には、登録ユーザー製品を使用させるためにお客様がパスワード又はその他の特定な識別子を発行した個人である、全個人のリストを含むものとします)のインストール及び／又は使用に関する報告を PTC へ提出することに同意します。各当該報告は、正当な権限を有するお客様の代表者によりその正確性を認められたもので、PTC の書面要求の受領後 10 営業日内に提出されなければならないものとします。お客様の許諾製品使用の数及び／又は本ライセンスの範囲が、当該許諾製品に許可されているものを超えている場合には、お客様は、当該超過使用に対し発生するすべての費用(該当する PTC 製品及び本サービス費用を含む)を支払うことになります。PTC が有するその他の権利又は救済手段を制限することなく、不払いは、本契約第 10.1 条に従い PTC が本契約を終了させる理由となります。

5. 知的財産

5.1 PTC 及びそのライセンサーは、PTC 製品及び本サービス並びに許諾製品のコピー、並びに PTC 製品及び本サービスに関するすべての著作権、営業秘密、特許、商標及びその他の知的財産権又は産業財産権の単独の所有者です。PTC が提供した又はお客様が行なった許諾製品のすべてのコピーは、その形式を問わず、依然として PTC の財産であるものとし、このコピーは、本ライセンス期間中、お客様に貸与されているものとみなされるものとします。お客様は、本契約に基づき付与された本ライセンスが PTC 製品及び本サービス又はそのコピーの権原若しくは所有権をお客様に与えるものではなく、本契約の明示的諸条件に一致した制限付の使用権を与えられるものにすぎないことを承認します。お客様には、許諾製品のソースコードについて何らの権利もないものとし、お客様は、PTCのみが PTC 製品及び本サービスを維持し、改良し又はその他修正する権利を有することに同意します。

5.2 PTC 製品及び本サービスを除き、PTC は、Customer Application 及びターゲットに関するいかなる権利、権原、及び利益も取得しません。お客様は、Customer Application(そのすべてのリリース、変更並びに改良を含む)の、又はそれに対するあらゆる権利、権原、利益、及び Customer Application 内のドキュメンテーション並びにすべての著作権、特許、営業秘密、商標、その他の所有権の唯一かつ独占的な所有者であるものとします。Customer Application に関するいかなる権原及び所有権も PTC に対して譲渡されることはありません。

5.3 お客様は、自身が、(i) 許諾製品を使用して作成又は開発した、Customer Application 内において表示、使用又は記録された資料又はコードがある場合、それらに関する知的財産権のすべての所有者から必要な許可及び許諾を取得していること、及び (ii) ツール及び本サービスにターゲットを送信するために必要なすべての権利を有した上で使用し、また他者がツール及び本サービスに関連してターゲットを使用する権限を有していること、またすべてのターゲットが適用法令を遵守していることを、表明し保証します。

5.4 お客様は、以下のいずれかに該当するいかなるターゲット、及びいかなる種類の題材も Customer Application に含まないものとします。(a) 侵害、卑猥、脅迫、名誉棄損、中傷、第三者のプライバシー権の侵害、又はその他の違法若しくは不法行為となるもの、(b) ソフトウェアウイルス、ワーム、トロイの木馬、又はその他の有害なコンピュータコード、ファイル、スクリプト、エージェント若しくはプログラムを含むもの、(c) ツール、本サービス、若しくはそれに含まれるデータの完全性又は性能を妨げる又は中断するもの、又は (d) 顔認識機能若しくは顔画像を含むもの。

5.5 PTC は、合理的な理由に基づき、通知することなく、ターゲットを保留、削除、及び／又は破棄する権利を留保します。上記における「合理的な理由」には、ターゲットによって、PTC が実際の損害若しくはその他の責任を被る、又はその可能性があるという PTC の判断が含まれます。

6. Customer Application に関する要件

6.1 Cloud Recognition Service(クラウド認識サービス)

- (i) お客様による Cloud Recognition Service にアクセスするための許可は、Customer Application でクラウドベースのターゲットを認識する機能を有効にするために、クラウドターゲット制限までターゲットを保存及び取得することを目的としたものに制限されます。Customer Application は、許諾製品又は VWS API を介してのみ Cloud Recognition Service を使用及び／又は Cloud Recognition Service にアクセスするものとします。お客様は、VWS API 及び／又はターゲットマネージャーを介してのみクラウドターゲットをアップロードするものとします。

- (ii) Customer Application のエンドユーザーにクラウドターゲットが存在しないオブジェクトを認識させようとして、その結果、ネットワーク及びシステムリソースの過剰な使用を招くような方法で、Customer Application が Cloud Recognition Service を利用する場合、お客様に事前通知を行ったうえで、PTC は、Cloud Recognition Service を中断することができます。

6.2 サプライセンスに関する要件 お客様は、以下の要件に従い、Customer Application の不可欠な一部としてのみ、かつライセンスを受けた Customer Application の受領者に対してのみ、許諾製品をサプライセンスする権利を有します。(a) サプライセンスは、第 6 条に定める制限を含め、次のサブセクション（「エンドユーザーライセンス契約」）を含む本契約に定める条件以上に、許諾製品及び本サービス、PTC 及びその関連会社の権利及び利益を保護するものでなければならないこと、(b) お客様は、PTC 又はその関連会社の代理としていかなる表明及び保証もせず、またいかなる義務も負わない（又は負うことを試みない）こと、(c) お客様は、PTC 及びその関連会社がお客様のサプライセンサーに対していかなる責任も負わないことを保証すること、(d) ライセンサーは、Customer Application の一部として以外に、本ソフトウェアを配布しないこと、及び、(e) お客様は、PTC がお客様の許諾製品の使用権を終了した場合、通知を行うことなく直ちにサプライセンスを終了する権利を有すること。

6.3 エンドユーザーライセンス契約 お客様は、Customer Application の一部としてエンドユーザーが許諾製品及び本サービスを使用することすべてについて責任を負い、各エンドユーザーが本契約に定める条件と同等以上の制限を備えた条件に同意することを保証します。お客様は、エンドユーザーが同意するエンドユーザーライセンス契約には、以下と同様又は実質的に同様の条件が含まれることを認め、これに同意します。

- (i) エンドユーザーが以下について同意していること。(a) PTC とその関連会社、サービスプロバイダーによる、統計データの、及び、Customer Application が Cloud Recognition Service を使用している場合は許諾製品からのカメラビューの、収集、保存、及び使用。(b) PTC と（米国又は他の国に所在する可能性のある）その関連会社並びにサービスプロバイダーとの間における、統計データの、及び該当する場合、カメラビューの移転、それぞれの場合において、以下を目的とする。(1) 許諾製品及び本サービスを提供すること、(2) 新製品、更新、拡張及びその他のサービスの提供を促進すること、(3) 許諾製品及び本サービス、並びにその他の製品、サービス、技術を改善すること、及び、(4) PTC 又はその関連会社の顧客に新製品、サービス、又は技術を提供すること。
- (ii) エンドユーザーが、運転中や歩行中に、又は現実世界の状況に対して注意散漫になること又は感覚を失うことから生じる、カメラベースのアプリケーションを使用する際の危険性について知らされていること。
- (iii) Customer Application が Cloud Recognition Service を使用する場合、エンドユーザーによる、以下の内容を構成、表現、描写する Customer Application の使用に起因して PTC に生じる請求又は損害に対し、PTC は責任を負わず、またお客様は、PTC を補償すること。当該内容とは、(a) 猥褻、ヌード、ポルノ画像、若しくは露骨な性的テーマ、名誉棄損的若しくは中傷的表現、個人若しくは団体の知的財産を侵害する題材、個人のプライバシー若しくはデータ保護に関する権利を侵害する題材、又は違法若しくは好ましくないとみなされる題材、又は(b) 顔画像、をいう。

7. 保証、保証の排除

許諾製品がドイツ、オーストリア又はスイスで許諾され、使用される場合は、本条は適用されず、スケジュール A が適用されます。

7.1 許諾製品に関する保証 PTC は、お客様に対して、PTC が本ライセンスを付与する権限を与えられていることを保証します。さらに、PTC は保証期間中、その許諾製品にエラーがないものであることを保証します。保証期間とは、(i) 永久ソフトウェアライセンスの場合、PTC が許諾製品を、お客様又はお客様が指定する者へ入手可能にした日から 90 日間、(ii) サブスクリプションライセンスの場合はサブスクリプション契約期間と同様とします。PTC は、(i) 許諾製品の何らかの修正又はカスタマイズに帰する各種エラー、(ii) 無償でお客様に提供された許諾製品、及び／又は(iii) バンドルされた第三者製品（第三者諸条件に記載）に関しては、本契約に基づき何らの保証義務も負わないものとします。PTC によるニューリリース版の発行があつても、既に満了している保証期間は再開されません。

7.2 許諾製品に関する唯一の救済手段 上記 7.1 項の 2 番目の文で与えられた保証の PTC による違反についての PTC とそのライセンサーの全責任、及びお客様の限定的な救済手段は、PTC の単独の裁量で、(a) エラーを含む許諾製品を交換すること、又は(b) エラーを修理するよう誠実に努力することのいずれかとします。前文に記載の PTC の義務は、PTC がエラーの通知を保証期間内に受け取り、PTC が合理的に要求するエラーに関する追加情報をお客様が提供した場合にのみ適用されるものとします。PTC がお客様からのエラーの書面での通知及び関連の情報を受け取った後合理的な期間内に、該当する許諾製品を交換しない場合及び／又は（バグ修正、ワークアラウンド又はその他の提供のいずれかにより）エラーを修正しない場合、PTC は、該当する許諾製品及びそれについてなされたコピーの返還時に、(i) エラーが含まれる許諾製品についてお客様が支払った永久ライセンス料金及び(ii) エラーが含まれる許諾製品について、残りのサブスクリプション期間の支払い済みサブスクリプション料金を返還します。

7.3 Cloud Recognition に関する保証 PTC は、Cloud Recognition Service の可用性を毎日 24 時間監視するものとします。Cloud Recognition Service の可用性は、免責されるダウンタイムを除き、各歴四半期の 99.5% になります。PTC が本条で定める義務に違反した場合における PTC 及びそのライセンサーの全責任並びにお客様の独占的な救済措置は、当該義務違反が生じた四半期の手数料の一部をお客様に払い戻すことであり、この払い戻しは、かかる四半期に適用される見積に基づく特定の Customer Application に関する Cloud Recognition Service 手数料に、ダウンタイム率を掛けたものに等しくなります。かかる払い戻しは、その当時のライセンス期間中に適用される見積に基づく未収手数料又は将来の手数料に適用されます。お客様が該当する稼働停止が終了してから 10 営業日以内に、本条に基づく払い戻しを書面で要求しなかった場合、お客様に対する払い戻しは一切行われないものとします。

7.4 追加保証の不存在 PTC 又はその再販業者若しくは販売代理店における従業員、パートナー、販売店(再販業者を含みます)又は代理人その他いかなる第三者も、PTC 製品及び本サービスに関して、本契約に含まれるものより広範な又は異なるいかなる表明、保証又は約束を与える権限も与えられておりません。但し、お客様を代表して授權された役員と PTC を代表してその弁護士により署名された書面契約に特別に定めのある場合を除きます。

7.5 保証の排除 本条に明示的に記載の場合を除き、PTCは、明示又は默示の別を問わず、書面又は口頭を問わず、商品性、満足の行く品質、特別目的適合性、侵害の不存在についての保証、及び／又はお客様が投資について特別の収益を受けることの保証を含む、あらゆる保証を排除します(またお客様は、これらについて権利放棄します)。お客様は、許諾製品を使用することで得たいかなる結果(許諾製品を使用して設計された品目の信頼性、安全性と正確性についての独立のテストの妥当性を含みます)についても単独で責任を負います。PTCは、許諾製品の操作又はその他の使用に中断若しくはエラーがないこと、又はお客様のデータ、コンピューター若しくはネットワークに損害又は混乱を与えないことの保証はしません。前述を制限することなく、PTCは、PTCからお客様に提供され又は使用を可能にした許諾製品のために、お客様がセキュリティ・ソリューション又はセキュリティデバイスや機能(「パッチ」、不具合修正プログラム及びアップデートを含む)を実装していた場合に防ぐことができたはずのセキュリティ上の事故又はデータの紛失については、一切責任を負わないものとします。

8. 换算、侵害

8.1 お客様を補償する PTC の義務 PTC は、自らの費用で、許諾製品が米国、欧州若しくは日本の特許、著作権若しくは商標を侵害しているとの請求に基づきお客様に対して提起されたいかなる訴訟も防御し、また自らの選択で、その訴訟を解決するか、又はお客様に対して裁判された最終判決額を支払います。但し、(a) PTC がその請求の通知についてお客様から速やかに書面で通知を受けること、(b) PTC がその請求についての訴訟の防御及びその解決若しくは和解のためのすべての交渉について単独で支配し、その費用を負担すること(第 8.3 項の例外が 1 つでも適用される場合を除きます)、且つ(c) お客様がその請求の防御、解決又は和解において PTC の費用で PTC に十分協力することを条件とします。本項は、知的財産権の侵害に係る一切の請求に関して、PTC の唯一排他的な責任及びお客様の唯一の救済手段を規定するものです。

8.2 請求を防止するために行動する PTC の権利 本契約の第 8.1 項に記載の請求が生じた場合、又は PTC の見解で生じそうな場合、お客様は、PTC の選択と費用で、PTC が(a) 許諾製品を継続して使用する権利をお客様に確保すること、(b) その機能を重大に損なうことなく許諾製品を修正して、権利侵害のないものとすること、又は(c) 該当する本ライセンスを終了し、許諾製品の返還を承諾し、且つその許諾製品に関する代金返還請求権をお客様に与えることを、認めるものとします。本ライセンスがライセンス期間を永久として購入された場合、かかる代金返還請求権は、その許諾製品についてお客様が支払った本ライセンスの料金を 5 年間の定額償却方式により減価償却したものに相当する金額とします。本ライセンスが期限付きライセンス又はサブスクリプションとして購入された場合、かかる代金返還請求権は、残りのライセンス期間について支払済みとなっているライセンス料金若しくはサブスクリプション料金に相当する金額とします。

8.3 お客様に補償する PTC の義務の例外 PTC は、何らかの侵害又はその請求が以下に基づくものである限りにおいて、本契約の第 8.1 項又はその他に基づきお客様に対していかなる責任も負いません。(a) 許諾製品そのものが権利侵害していない場合の、本契約に基づき供給されていない機器若しくはソフトウェアとの組み合わせでの許諾製品の使用、(b) お客様に提供された許諾製品の現行のリリース版以外の使用、又は (c) PTC 又はその従業員若しくは代理人以外の者による許諾製品の修正。

8.4 お客様による補償 お客様は、以下の第三者の請求に対して、PTC 及びその役員、取締役、従業員並びに代理人(以下「PTC 被補償人」という)を防御するものとします。(i) Customer Application に関するあらゆる保証請求に起因する請求、(ii) 適用法令の違反に関する請求、(iii) 単体又は許諾製品若しくは他の第三者の製品との組み合わせで使用されているかに関わらず、Customer Application の使用又は处分が特許又は著作権を侵害していると主張している請求(ただし、その侵害が許諾製品を単体で使用することによって発生しない場合に限る)。また、お客様は、この請求の結果、管轄裁判所が PTC に対して裁定した、或いは政府若しくは規制当局が課した費用、罰金、損害賠償金を支払うものとします。ただし、PTC が、(a)かかる請求を書面で速やかにお客様に通知すること、(b)防御及びその調停を単独で管理する権限をお客様に付与すること、および (c) お客様の支援要請に応じて合理的に協力することを条件とします。本条では、PTC の唯一かつ排他的な救済措置及びかかる請求に関するお客様の全責任について定められています。

9. 責任の制限

許諾製品がドイツ、オーストリア又はスイスで許諾され、使用される場合は、本条は適用されず、スケジュール A が適用されます。

9.1 本契約の第 7 条及び第 8 条の保証と補償の規定には、許諾製品又はその使用による特許、著作権、商標、営業秘密及びその他の知的財産権の保証違反、又は侵害若しくは侵害の主張についての責任を含む(但し、これらに限定されません)、PTC 製品及び本サービスに関する、PTC、その子会社と関連会社、及びそれらの各々の取締役、役員、従業員若しくは代理人の全責任が記載されています。

9.2 上記第 8.1 条に特定する PTC の補償義務及び死亡又は人的損害を除き、許諾製品の作成、使用許諾、機能性、使用、提供、サポートサービスの提供若しくはその他本契約に関する発生又は関連する PTC 及びその関連会社、再販業者、代理店、ライセンサーの最大限の責任範囲は、保証、契約、不法行為、その他如何なるものに基づくか否かを問わず、(I) 本ライセンスが永久ライセンスとして購入された場合、その申立てを生じさせた PTC 製品及び本サービスについてお客様が支払った料金の金額を超えないものとし、且つ (II) 本ライセンスが期限付き又はサブスクリプションとして購入された場合、その PTC 製品及び本サービスについて損害賠償の申立てを生じさせた事由の直近 12 ヶ月間にお客様が支払った料金の金額を超えないものとします。

9.3 PTC 及び PTC の関連会社(その子会社も含む)、再販売業者、販売店、ライセンサー、又はそれらの会社の取締役、役員、従業員、代理人は、(A) 逸失利益、使用損害の損失、営業権の損失、事業機会の喪失、売上の損失、信用喪失、予測した営業ができなかつことによる損失、及び (B) データ、企業情報の喪失又は不正確性、セキュリティ体制、安全対策の障害又は不備、及び (C) どのような方法で生じたかに関係なく、特別、付隨的、間接的、懲罰的、結果的損失又は損害の責任は一切負わないものとします。前述のいずれの場合においても、PTC が当該損失の可能性を示唆されていたとしてもその責任は負わないものとします。

9.4 本条のいかなる条件も、権限を付与された、若しくは無権限での PTC 製品及び本サービスの使用に対するお客様の適切な料金の支払義務を免除又は制限するものではありません。

9.5 お客様は、訴訟原因が生じて 1 年を超えた後は、いかなる理由でも PTC 及び／又はその子会社と関連会社、PTC のライセンサー及び／又はその各々の取締役、役員、従業員若しくは代理人に対していかなる訴訟又は法的措置も提起しないことに同意します。

10. PTC 製品及び本サービスの期間及び終了

10.1 終了となる事由 本契約及びすべての PTC 製品及び本サービスの提供は、以下のいずれかの場合に終了します。(i) 本契約の第 2 条の違反があった場合はただちに、又は、(ii) 弁済期の到来した許諾製品に関する PTC 又はリセラー(再販売業者)のいずれかへの支払いを適時にしないことを含む、本契約に基づく前述の (i) 以外の違反の場合であって、当該違反を記載した PTC からの書面による通知後、当該違反が 30 日以内に PTC の合理的満足の行くとおり是正されない場合は、通知から 30 日後。

10.2 満了又は終了の効果 一定のライセンス期間の満了及び／又は本契約の満了又は終了時に、お客様は、お客様が支払うべきすべての金額を速やかに支払い、ライセンス期間が満了又は終了となったすべての許諾製品のオリジナルコピーを PTC に返却し、お客様のコンピューターライブライブラリ、保管施設及び／又はホスティング施設からすべてのコピーとバックアップコピーを破壊及び／又は削除するものとします。PTC は、所定のライセンス期間又は本契約の終了又は満了後に、いかなるターゲット又はその他のデータも保持する義務を負わないものとします。また、PTC は、該当するライセンス期間、本サービス、又は本契約が終了又は満了した時点で、ターゲット及びその他のデータを直ちに削除することができます。

10.3 存続 第 1.2 項、及び第 3 条から第 11 条は、本契約の満了又は終了後も存続するものとします。

11. 一般条項

11.1 準拠法 <https://www.ptc.com/en/documents/legal-agreements/ptc-affiliates> に掲載されている PTC 関連会社リストに別段の規定がない限り、本契約に基づき、本契約から又は何らかの方法で本契約に関連して生じたすべての紛争は、法の抵触の原則を参照することなく(特に、統一コンピューター情報取扱法を排除します)、マサチューセッツ州法に準拠し、これに従って解釈されるものとします。各当事者はここに、国連の国際物品売買条約の適用を明示的に排除します。本契約に基づき、本契約から又は何らかの方法で本契約に関連して生じたすべての紛争は、他のいかなる裁判所又は管轄でもなく、マサチューセッツ州にある州裁判所又は連邦裁判所で専属的に争われるものとします。前述又は別段の内容にもかかわらず、PTC は、知的財産権を執行し、及び／又は秘密扱いの情報を保護するために、任意の適格な管轄裁判所で請求を提起する権利を有するものとします。お客様は、マサチューセッツ州に所在する州裁判所及び連邦裁判所が同州の人物に対する人的管轄権を有することを約定し、またお客様は、本契約により、撤回することなく (i) それらの裁判所の人的管轄に服し、(ii) それらの裁判所で開始された一切の訴訟に関する送達、訴答書面、及び通知に同意するものとします。当事者は、当該訴訟又は訴訟手続における最終判決が確定的で、拘束力を有するものであり、他の管轄でも執行可能であることに合意します。各当事者は、本契約から生じたいかなる紛争に関しても陪審審理に対する権利を放棄します。

11.3 讓渡、権利放棄、修正 お客様は、PTC の事前の書面による同意なく本契約に基づくお客様の権利又は義務のいずれをも譲渡、移転、委任又は再許諾することはできず(直接的な場合であるか又は吸収合併による場合であるかを問わず、法の作用による場合又はお客様の資産の売却による場合を含みますが、これらに限定されません。また、お客様の支配権変動は、本規定の目的上、「譲渡」とみなします)、当該委任、譲渡、移転又は再許諾の試みは、無効で、本契約の違反となります。本契約の条件のいかなる権利放棄、同意、改訂、修正又は変更も、書面により、且つ PTC とお客様が署名しない限り拘束力はないものとします。PTC は、本契約を譲渡、移転、再許諾するいかなる提案又は本契約に基づき購入されたいかなるライセンスに対しても、移転費用を請求する権利を留保します。

11.4 法律の遵守

- (i) 各当事者は、適用法、規則並びに自身の商行為及び本契約に関連するその他の法的要件の自身による遵守に責任を負うものとします。更に、お客様は、適用法及び規則を全面的に遵守した上で許諾製品並びに関連する技術及びサービスを使用することを表明及び保証します。
- (ii) お客様は、お客様又はお客様の取締役、役員若しくは関連会社のいずれも、米国商務省の取引禁止者リスト、エンティティリスト、若しくは未検証エンドユーザーリスト、米国国務省の核拡散防止制裁対象者リスト、米国財務省の特別指定国家／規制対象者リスト、又は SSI (Sectoral Sanctions Identifications)リスト(総称して、以下「制限対象リスト」といいます)に掲載されていないことを保証及び表明します。お客様は、許諾製品並びに関連する技術データ及びサービスが、米国並びに許諾製品又は関連する技術データ若しくはサービスの開発、受領、ダウンロード、使用又は実行の場所である国の輸出管理法規に従うものであることを承認し、これに同意します。更にお客様は、米国又は米国外における米国人以外の個人へのソフトウェア又は技術のリリースが、その米国人以外の個人の 1ヶ国又は複数の本国への輸出と見なされること、並びにお客様の従業員、関連会社、又は第三者への許諾製品若しくは関連技術の譲渡に関し米国政府及びその他関係機関による許可が必要となる場合があることを、了解及び承認します。お客様は、お客様に

による許諾製品又は関連する技術若しくはサービスの使用又は譲渡が米国又はその他の機関による輸出許可又は承認を必要とするかどうかの判断、並びにすべての必要な権限の保有に関し、単独で責任を負うものとします。

11.5 分離可能性 いかなる規定の実施不能性又は無効性も残りの規定の有効性に影響を与えないこと、また無効と決定された規定は本契約から分離されているものとみなされ、その無効な規定に可能な限り近い条項に置き替えられることが意図されています。

11.6 完全合意 本契約は、本契約の主題に関する PTC とお客様間の契約についての完全且つ排他的な説明です。本契約についてのいかなる権利放棄、同意、改訂、修正又は変更も、書面により且つ PTC とお客様が署名し又はその他明示的に確認しない限り、拘束力はないものとします。

11.7 第三者受益者 本契約当事者は、PTC の第三者ライセンサーが本契約の意図された受益者であり、当該ライセンサーの製品に関してその条件に依拠し、直接執行する権利を有することに合意します。

11.8 個人データの処理—PTC の義務の履行に関連して PTC により受領され、又は収集された全ての個人データは、<https://www.ptc.com/en/documents/policies> にて取得可能な、Data Processing Terms and Conditions(データ処理諸条件)及び PTC のプライバシーポリシーに従って処理されます。お客様は、PTC が世界的に事業を行っているグローバル企業の一つであることから、お客様の個人データがお客様の国外において処理される可能性があることに同意するものとします。そのような個人データのあらゆる転送は、適用されるデータ保護に関連する法律に基づき処理されます。お客様は、PTC に提供されたあらゆる個人データは、適用されるデータ保護に関連する法律に従い取得されたものであることを保証するものとします。

11.9 統計 お客様は、許諾製品が PTC 及び／又はその関連会社並びにサービスプロバイダーに対して統計データを送信することを了承し、これに同意します。お客様はさらに、PTC 及び／又はその関連会社並びにサービスプロバイダーが次の目的で統計データを収集及び使用することを了承し、これに同意します。(a) 許諾製品を提供するため、(b) 各種コンシューマデバイスにおける異なるハードウェア及びソフトウェアの要件（通常、デバイスの断片化と呼ばれる）に対して許諾製品を改善及び最適化するため、(c) 新製品、更新、拡張、技術及びその他のサービスの創出を促進するため。

11.10 マーケティング お客様は、本契約が有効である間、PTC には宣伝及びマーケティング資料において PTC のソフトウェア及びサービス(該当するもの)の顧客／エンドユーザーとしてお客様を特定する権限があることに同意します。

11.11 政府ライセンシー お客様が米国政府の事業体である場合、お客様は、許諾製品が適用される連邦取得規則に基づく「商業コンピューターソフトウェア」であり、その他本契約に別途に記載の商業ライセンスの権利及び制限をもって提供されることに同意します。お客様が米国政府の契約に基づき許諾製品を取得している場合、お客様は、お客様が FAR 又はその他の連邦機関の他の同様の規則に基づき PTC の財産権を保護するため、許諾製品にすべての必要且つ該当する制限付権利の説明を含めることに同意します。お客様は、許諾製品が政府の契約に基づく引渡品である、又はそうみなされる場合は、当該説明を常に含めることに同意します。

スケジュール A - オーストリア、ドイツ、スイスの特別規定

オーストリア、ドイツ又はスイスで許諾され、使用される許諾製品には、以下の規定が適用されます。以下の規定がオーストリア、ドイツ又はスイス以外の地域で購入された許諾製品又は本サービスに適用されることはありません。以下に記載している条項は、本契約の本文内の該当条項を指します。

- 上記の第 2.4 項(iv) は、以下の場合においては適用されません。(i) お客様の進めるプロセスが、その他ソフトウェアプログラムと、独自に作成されたコンピュータープログラムとの相互運用の際に必須とされる情報取得に必要であり、(ii) ドイツ著作権法の 69e 項の追加要求事項を満たしており、(iii) お客様の書面による要求に対して、PTC が合理的期間内に当該情報の取得ができた場合。
- 第 7.1 条(許諾製品に関する保証)、第 7.2 条(許諾製品に関する唯一の救済手段)、第 7.4 条(追加保証の不存在)、第 7.5 条(保証の排除)は、ここに以下の規定により置き換えられます。

7. 保証、保証の排除

第 7.1 条から第 7.6 条は永久ライセンスの保証申立てに適用され、サブスクリプションの保証申立ての場合は第 7.7 条が適用されます。

7.1 保証期間、再開、検査義務 保証申立ての制限期間は、出荷から 12 ヶ月とします。許諾製品の交換及び／又はエラー修正により当該保証期間が再開することはありません。お客様が保証申立て (Mängelansprüche) を行う際に必要となる事前条件は、(i) お客様がドイツ商法第 377 条に従い許諾製品を検査し、(ii) 当該不具合が本契約において定義されたエラーであり、(iii) 当該エラーが出荷時において既に存在したものであり、(iv) 当該エラーに関して適切な通知をお客様が行うこととします。お客様は、エラーの通知を PTC に対し書面にて行わなければならず、PTC が個々の状況において合理的に要求するエラーの特定詳細を提供しなければなりません。お客様は、明らかなエラーについては出荷から 1 週間以内に、潜在的なエラーについては、当該エラーの発見から 1 週間以内に PTC に通知する義務があります。当該特定期間は、除外期間とします。

7.2 救済措置 エラー発生の際には、PTC はその独自の裁量により(a) 許諾製品を交換又は(b) 当該エラーを修正します。但し、上記第 7.1 項に規定された期間内に PTC が当該エラーに関する通知を受け取ること及びお客様が当該エラーに関して PTC が合理的に要求する追加情報を PTC に提供することを条件とします。仮にエラー修正(バグ修正、ワークアラウンド又はその他の提供いざれかにより)又は製品交換が成功しない場合(同エラーに対し、合理的な期間内で少なくとも 2 回以上 PTC が修正を試みた場合)、お客様は、以下の 2 つの選択肢の内 1 つを選ぶ権利が与えられることになります。(i) 関連する注文を解除すること。当該解除により PTC は、該当する許諾製品及びそれについてなされたコピーの返還時に、お客様が PTC に支払ったライセンス料金を返還します。又は(ii) 購入価格への合理的減額を行うこと。交換又は修正は、法律上の義務承認を受けることなく行われ、それにより許諾製品に関連する保証申立ての時効が中断することはありません。

7.3 保証の例外 PTC は、(i) ニューリリース版、(ii) 許諾製品の何らかの修正又はカスタマイズに帰する各種エラー、(iii) プレリリース版ソフトウェアを含め、PTC から無償でお客様に提供された許諾製品、及び／又は(iv) バンドルされた第三者製品(第三者諸条件に記載)に関しては、本契約に基づき何らの保証義務も負わないものとします。

7.4 追加保証の不存在 PTC 又はその再販業者若しくは販売代理店のいかなる従業員、パートナー、販売員(再販業者を含みます)又は代理人も、本契約に含まれるものより広範な又は異なる表明、保証又は約束を与える権限を与えられておりません。但し、お客様を代表して授権された役員と PTC を代表してその弁護士又は法人コントローラーにより署名された書面契約に特別に定めのある場合を除きます。第 8 条に規定の、責任の制限に基づいてなされたエラーに対する損害賠償請求を除き、本第 6.1 条乃至第 6.6 条において規定される義務が、保証申立てに関する PTC の唯一の責任義務とします。

7.5 お客様の責任 許諾製品は、訓練を受けた専門家により使用されることを意図されており、お客様が実施する専門的な判断、テスト、安全性及び有用性の代わりとなるものではありません。お客様は、許諾製品を使用することにより取得したすべての結果(許諾製品を使用して設計された品目の信頼性と正確性についての独立のテストの妥当性を含みます)について単独で責任を負います。

7.6 品質 (Beschaffenheit)、保証 PTC の発行物又はその営業担当により提示された許諾製品の品質、特にその広告、図面、カタログ又はその他の文書(インターネットにおける表明、許諾製品のパッケージ及びラベル、商習慣的なものも含みます)は、当該品質が書面の提示書又は注文確認書に明確に含まれている場合のみ、許諾製品の契約上の品質としてみなされます。品質に関する保証は特に、以下の条件がすべて当てはまる場合にのみ PTC を拘束します。(i) 書面による提示書又は注文確認書で、(ii) 明確に、「保証」又は「状態保証」(Beschaffenheitsgarantie)と規定されており、(iii) 当該保証により生じる PTC の義務が明確に規定されている場合。

7.7. サブスクリプションライセンスの保証申立て

7.7.1 PTC は、契約上の使用に適した条件(契約上の適合性)でサブスクリプションライセンスを提供し、保守します。契約上の使用に対するサブスクリプションライセンスの適合性の保守は、<https://www.ptc.com/en/documents/legal-agreements/support->

[documents](#) に記載されているサポートサービスの条件に従って、サポートサービスとして提供され、追加料金なしでサブスクリプションライセンスの購入に含まれています。ライセンス製品を保守する義務には、動作条件や IT 環境の変更、特にハードウェアやオペレーティングシステムの変更、又は新しいファイル形式の変更は含まれません。

7.7.2 スケジュール B で定義されているエラーがライセンス対象製品の契約上の使用に影響を及ぼす場合、PTC は単独の裁量で、(a) エラーを含むライセンス対象製品を交換するか、又は(b) エラーを修理するかのいずれかとしますが、お客様が当該エラーを発見した後、PTC が速やかにエラーの通知を受領し、またお客様が PTC の合理的な要求としてのエラーに関する追加情報を提供することを条件とします。妥当な期間内に PTC の側から同じエラーを 2 回以上試みた後で、修理(バグ修正、回避策又は他の方法による提供)又は交換が最後に失敗した場合、お客様は、選択により、(a) エラーが含まれているライセンス製品が終了し、そのライセンスの返却時にエラーを含むライセンス製品のサブスクリプション期間の残り分の前払いサブスクリプション料金の払い戻しを PTC が行うようにすること、又は、(b) それぞれの許諾製品のサブスクリプション料金を合理的に減額することができます。交換又は修理は、法的義務を認めずに行われ、許諾製品に関する保証請求の制限期間を中断しないものとします。

7.7.3 PTC が注文を受領した際に存在した瑕疵に対する PTC に過失のない損害 (verschuldensunabhängige Haftung) に対する PTC の賠償責任は排除されます。

7.7.4 修理又は交換が最終的に履行されなかつたと看做されない限り、ドイツ民法典第 543 条第 2 項第 1 文第 1 号に従ってお客様の使用の剥奪に対する終了の権利は排除されます。

7.7.5 第 7.3 条、第 7.4 条第 1 文、第 7.5 条及び第 7.6 条が適用されます。

7.7.6 第 9 条に規定されている責任の制限の対象となるエラーに基づく損害賠償請求を除き、第 7.7 条に規定された義務は、保証請求の場合の PTC の排他的責任です。

- 第 9 条は、ここに以下の規定により置き換えられるものとします。

9. 責任の制限

9.1 責任分類 PTC は、法的根拠の有無に関わらず、以下の場合にのみ損害賠償責任を負うものとします。(i) PTC が実質的な法律義務(主要義務)への違反を過失的に(すなわち、少なくともその過失により)違反した場合、又は (ii) 損害が PTC 側による重大な過失又は意図的ななされた場合、又は (iii) PTC がその保証を認めた場合。

9.2 予想可能範囲 PTC の責任範囲は、以下の典型的な、予想可能な損害に限られます。(i) PTC が実質的な法律義務(主要義務)を軽過失により違反した場合、又は (ii) PTC の役員又は幹部ではない、従業員又はその代理人が重大な過失によりその他義務を違反した場合、又は (iii) PTC がその保証(状態保証(Beschaffenheitsgarantie))と明確に規定された保証ではないものとします)を認めた場合。

9.3 保証最高額 第 9.2 項 (i) 及び (ii) の場合における PTC の責任範囲は、1,000,000 ユーロを最高額として限定し、又は単に財務上の損失に対しては、その最高額を 100,000 ユーロとします。

9.4 間接損害 第 9.2 項に関し PTC は、間接損害、結果的損害又は利益損失に対する責任を負わないものとします。

9.5 追加の責任制限 PTC は、PTC からお客様に提供され又は使用を可能にした許諾製品のために、お客様がセキュリティ・ソリューション又はセキュリティデバイスや機能('パッチ'、不具合修正プログラム及びアップデートを含む)を実装していた場合に防ぐことができたはずのセキュリティ上の事故又はデータの紛失については、一切責任を負わないものとします。

9.6 責任期間 お客様による PTC 及び／又は PTC の関連会社への、損失に対する申立ては、法的根拠の有無に関わらず、お客様が当該損害を認識してから 1 年が経過すると失効し、又は当該認識の有無にかかわらず、遅くとも損失事象が発生した 2 年後にはその効力を失うものとします。許諾製品のエラーに対する申立ては、第 7.1 項の保証の制限期間が適用されます。

9.7 強制責任 生命、身体、健康への被害、欠陥の不正隠蔽又は状態保証 (Beschaffenheitsgarantie) の認定に対する、ドイツ製品責任法 (Produkthaftungsgesetz) に従った PTC の責任は、何ら影響を受けないものとします。

9.8 従業員 第 9.1 項から第 9.7 項は、PTC 及び／又は PTC の関連会社の従業員又は代理人に対するお客様からの損害の申立てにも適用されるものとします。

9.9 寄与過失 PTC に対する保証又は責任の申立ての際、お客様の寄与過失、特に、不適切な過失通知又は不適切なデータ保有はしかるべき考慮されるものとします。不適切なデータ保有とされるのは、特にお客様が、外部からの影響(例えば、コンピューターウイルスや個々のデータ又はすべてのデータを危険にさらす恐れのあるその他現象)に対する最先端の適切な、安全対策の予防措置を取らなかつた場合をいいます。

スケジュール B - 定義

「Camera View」又は「カメラビュー」とは、Cloud Recognition Service で使用するために許諾製品によって自動的に取得されるデバイスのカメラからの画像をいいます。

「Client」又は「クライアント」とは、お客様が Customer Application を開発する対象である第三者をいいます。

「Cloud-Based Reco」又は「クラウドベース認識」とは、クラウドターゲットが正常に認識された場合に許諾製品が登録するイベントをいいます。

「Cloud Database」又は「クラウドデータベース」とは、Cloud Recognition Service がアクセスするターゲットが含まれるデータベースをいいます。

「Cloud Recognition Service」又は「クラウド認識サービス」とは、許諾製品を介してアクセスするか、VWS API を介してアクセスするかに関わらず、クラウドデータベースに保存されたターゲットを認識するために使用されるクラウドベースのサービスをいいます。

「Cloud Target」又は「クラウドターゲット」とは、Cloud Recognition Service で使用するターゲットをいいます。

「Cloud Target Limit」又は「クラウドターゲット制限」とは、クラウドデータベースにアップロードできるターゲットの最大数をいいます。

「Client Personnel」又は「クライアント要員」とは、本契約の遵守を必要とする、書面による拘束力を有する契約をクライアントと締結しているクライアントの従業員、役員、取締役、代理店、契約業者、コンサルタント、又はパートナーをいいます。

「Customer Application」又は「顧客アプリケーション」とは、お客様が商用ライセンスを購入した許諾製品を使用してお客様が開発したソフトウェアアプリケーションをいいます。

「Developer Account」又は「開発者アカウント」とは、一意のログインによって識別されるアカウントをいいます。

「Developer Portal」又は「開発者ポータル」とは、developer.vuforia.com にある Vuforia 開発者ポータルをいい、ターゲットマネージャー及びライセンスマネージャーなどが含まれます。

「ドキュメンテーション」とは、許諾製品の一部として PTC が提供する又は PTC が電子的手段で利用可能とする、該当する許諾製品のユーザーマニュアルをいいます。

「Downtime Percentage」又は「ダウンタイム率」とは、(1) 当該四半期において稼働停止した分数の合計を (2) 当該四半期の分数の合計で割った結果と等しいものとします。

「Early Access」又は「アーリーアクセス」とは、その他の方法では通常利用できないソフトウェアのプレリリース版を提供する、PTC が指定したプログラムをいいます。

「End-User」又は「エンドユーザー」とは、Customer Application のライセンスを受けたユーザーをいい、クライアントおよびクライアント要員が含まれます。

「エラー」とは、許諾製品が該当するドキュメンテーションに実質的に適合しないこと。但し、お客様がその不適合について書面で PTC に通知することを条件とします。

「Excused Downtime」又は「免責されるダウンタイム」とは、以下のすべてを意味します。

- (i) 不可抗力事由。
- (ii) PTCによる過失又は意図的不法行為に起因するものでなく、PTCによる支配の及ばないデータ転送障害。
- (iii) お客様向けに又はお客様により開発され、Cloud Recognition Service上で実行されるかCloud Recognition Serviceと対話するアプリケーションが原因となったダウンタイム。
- (iv) お客様により利用されている第三者ソフトウェアが原因となったダウンタイム。
- (v) インターネットの障害又はお客様のネットワークの障害に起因するダウンタイム。
- (vi) お客様に対し、状況に応じて合理的に実現可能な限り事前に通知した上で、必要な場合に実施されるメンテナンスに伴う運用休止(緊急メンテナンスを含む)。

「Force Majeure」又は「不可抗力」とは、PTC の支配力を超えた原因により、その義務の履行が遅延又は妨げられた場合には、それを義務の履行とはみなさない事象をいいます。

「Image Target」又は「画像ターゲット」とは、画像から作成されたターゲットをいいます。

「本ライセンス」とは、許諾製品をインストール及び使用する非独占的で、譲渡不能の権利であって、再使用許諾する権利が伴わないもの(オブジェクトコード形式)をいいます。

「License Key」又は「ライセンスキー」とは、Customer Application で許諾製品を使用できるようにする、PTC が生成した一意のキーをいいます。

「License Manager」又は「ライセンスマネージャー」とは、ライセンスキーを管理するために使用する、開発者ポータルを通じて使用可能な Vuforia ライセンスマネージャーをいいます。

「ライセンス期間」とは、許諾製品のパート名に若しくは該当する見積書／製品スケジュールに記載のとおりの本ライセンスが有効である期間。ライセンスの期間の記載がない場合、ライセンス期間は永久に継続します。ただし、評価用の本ライセンスのライセンス期間は、30 日を超えてはならないものとします。(サブスクリプション) 方式の本ライセンスのライセンス期間は、見積書／製品スケジュール及び／又は請求書において指定されるとおりとします。

「許諾製品」とは、あらゆるサンプルコードを含め、該当する見積書／製品スケジュールで特定されたコンピューターソフトウェア製品、及びコンピューターソフトウェア製品と共に提供されるドキュメンテーションをいいます。

「ライセンス基盤ドキュメント」とは、許諾ドキュメントウェブページに記載された「ライセンス基盤文書」であり、PTC の様々な製品の使用許諾基準を明細に示し、製品ごとの追加的な諸条件を規定した内容をいいます。

「許諾ドキュメントウェブページ」: <http://www.ptc.com/legal-agreements/> に掲載されています。

「ニューリリース版」とは、PTC により許諾製品の新規リリース版として指定された許諾製品の修正版又は改良版をいい、サポートサービスのお客様に対し一般的に利用可能にするものをいいます。

「Object Scanner」又は「オブジェクトスキャナ」とは、オブジェクトターゲットの作成に使用される Android アプリケーションをいいます。

「Object Targets」又は「オブジェクトターゲット」とは、オブジェクトスキャナでオブジェクトをスキャンするときに作成されるターゲットをいいます。

「Open Source License」又は「オープンソースライセンス」とは、任意のソフトウェア、又はかかるソフトウェアに組み込まれた、かかるソフトウェアから派生した、若しくはかかるソフトウェアと共に配布されたその他のソフトウェア(以下それぞれを「著作物」という)の使用、変更、及び／又は配布の条件として、以下のいずれかを必要とする契約をいいます。(a) 著作物に関するソースコード、オブジェクトコード、又はデザイン情報を利用可能にすること、(b) 著作物に関する変更又は二次著作物を作成するための許可又は権利を付与すること、(c) 著作物に関する特許又は他の知的財産権に基づく、当事者に対するロイヤリティフリーのライセンス権を付与すること。オープンソースライセンスには、例として、次のライセンス及び／又は配布モデルなどが含まれます。(i) GNU General Public License、(ii) GNU Lesser General Public License、(iii) Mozilla Public License、又は(iv) その他のオープンソース、フリーソフトウェア、若しくはコミュニティライセンス (<http://www.opensource.org/licenses/alphabetical> に掲載されているものを含む)。

「Model Target」又は「モデルターゲット」とは、3D モデルから作成されたターゲットをいいます。モデルターゲットは、専用に購入された Customer Application でのみ使用できます。

「Model Target Generator」又は「モデルターゲットジェネレータ」とは、3D モデルターゲットを作成するためのデスクトップアプリケーションをいいます。

「Personnel」又は「要員」とは、本契約の遵守を必要とする、書面による拘束力を有する契約をお客様と締結しているお客様の従業員、役員、取締役、代理店、契約業者、コンサルタント、又はパートナーをいいます。

「許可ユーザー」とは、お客様が許諾製品の使用権限を与えた個人をいいます。当該使用権限は、本契約の条件に従ってのみ与えられる。許可ユーザーは、(i) PTC の競業者でなく、又は PTC の競業者に雇用されておらず、(ii) お客様の内部事業目的のサポートにおいてのみ許諾製品の利用に直接関わっているお客様の従業員、コンサルタント、下請業者、供給業者、ビジネスパートナー及び顧客に限定されます。

「Pre-Release Software」又は「プレリリース版ソフトウェア」とは、PTC によるアーリーアクセスの一部、及びそのように指定されている場合を除いては通常利用できないドキュメントを含む、プレリリース版の PTC 製品及びサービスをいいます。

「PTC」とは、PTC Inc.をいいます。カナダを所在地とするお客様の場合、PTC とは PTC (Canada) Inc.をいいます。

「PTC Products and Services」又は「PTC 製品及び本サービス」とは、許諾製品、サポートサービス、並びに本サービス及びツールを総称したものをおいいます。

「Sample Code」又は「サンプルコード」とは、Vuforia Engine の機能を実証するために許諾製品と共に提供されるアプリケーションソースコードをいいます。

「Services」又は「本サービス」とは、許諾製品又は VWS API を介してアクセスされる、Cloud Recognition Service、及び VuMark テンプレートを含む VuMark 生成サービスをいいます。

「見積書／製品スケジュール」とは、該当する PTC 製品及び本サービスの購入に関連してお客様に提供され、お客様によって署名された製品スケジュール、見積書若しくはその他の合意書面をいいます。

「再販業者」とは、PTC 製品及び本サービスをお客様に再販売又は頒布することを PTC により任命及び承認された第三者をいいます。

「Statistics」又は「統計データ」とは、<https://developer.vuforia.com/legal/statistics> に掲載されている、許諾製品によって収集されたデータをいいます。

「サポートサービス」とは、ニューリリース版の提供をいい、注文されたサポートサービスのレベルによっては、電話サポート、ウェブベースの支援ツール及びエラー修正の提供を含みます。

「Target」又は「ターゲット」とは、許諾製品が認識可能なオブジェクトをデジタル形式で表現したものをいいます。

「Target Manager」又は「ターゲットマネージャー」とは、ターゲットを管理するために使用される開発者ポータルを介して利用可能なウェブアプリケーションをいいます。

「Third-Party Provider」又は「第三者プロバイダー」とは、クライアントへ配布するための Customer Application を開発するお客様をいいます。

「Tools」又は「ツール」とは、Customer Application を開発するために PTC が提供するオブジェクトスキャナ、VuMark Designer、モデルターゲットジェネレータ、ターゲットマネージャー、及びライセンスマネージャーをいいます。

「Transaction Outage」又は「稼働停止」とは、Cloud Recognition Service、及びかかるサーバーのインターネットへの接続が、Cloud Recognition Service にアクセスする認定ユーザーのピーク需要を満たすのに十分な帯域幅及び速度がないことが原因で、かかる認定ユーザーがサーバーのインターネット接続の容量又は速度の不足のために、アクセス拒否、利用不可、アクセスの中断を経験する期間(分単位で測定)をいい、免責されるダウントIMEは除きます。

「VuMark Designer」又は「VuMark Designer」とは、VuMark テンプレートの作成に使用される Adobe Illustrator 用のスクリプトをいいます。

「Vuforia Engine」又は「Vuforia Engine」とは、Unity に同梱されている、又は SDK 単体として、物理的なオブジェクト及び環境の検出及び追跡を行うソフトウェアをいいます。

「VuMark Generation Service」又は「VuMark 生成サービス」とは、ターゲットマネージャー又は VWS API を介してアクセスされる、VuMark テンプレートから VuMark インスタンスを生成するために使用されるクラウドベースのサービスをいいます。

「VuMark Instance」又は「VuMark インスタンス」とは、ターゲットマネージャー又は VWS API を使用して作成された.svg、.png、又は.pdf の拡張子をもつファイルをいいます。

「VuMark Template」又は「VuMark テンプレート」とは、ライセンシーによって作成される、VuMark インスタンスのエンコーディングスキーム及びビジュアルデザインを定義した拡張子が.svg のファイルをいいます。

「VWS APIs」又は「VWS API」とは、VuMark 生成サービス及び Cloud Recognition Service 用の API をいいます。